

プロポーザル方式による公立大学法人秋田県立大学学生寮給食業務委託の実施要項

令和8年1月13日

1 業務委託の概要

- (1) 業務名 公立大学法人秋田県立大学学生寮給食業務委託
(2) 場 所 秋田県南秋田郡大潟村字南2丁目2
公立大学法人秋田県立大学学生寮
(3) 内 容 学生寮食堂にて寮生の給食提供、及び学生と教職員に昼食の有償提供を行う。
(4) 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委託業者の選考方法

当該業務に係る企画提案書の提出及びプレゼンテーションを審査して決定する。

3 応募に参加する者の資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 200人以上の給食業務を受託した実績を有すること。
(2) 総括責任者、調理責任者（調理師）、栄養士をそれぞれ1名以上、調理員を5名以上配置できること。
(3) 万一の事故に備えた、賠償責任保険に加入していること。
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 申請書類等

- (1) 申請書類
公立大学法人秋田県立大学学生寮給食業務委託審査申請書（様式1）
(2) 申請方法
参加希望の業者は、郵送又は持参により、公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス総務・学生チームまで提出すること。
(3) 申請期間
申請期間は、令和8年1月13日（火）から1月27日（火）までとする（郵送の場合も期限までに必着のこと）。
(4) その他
質問がある場合、質問書（任意様式）を令和8年1月27日（火）までにFAXもしくは郵送（期限までに必着）にて提出すること。質問に対し1月28日（水）までにFAXにて回答する。

5 選考日程等

- (1) 説明会
説明会を次のとおり開催する。なお、説明会に出席されない場合は参加意思がないものと見なす場合がある。

場所：公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス大会議室

日時：令和8年1月20日（火）午後1時

備考：1月20日以降に公募を確認した場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。

(2)企画提案書等の提出（1次審査）

参加希望の業者は、下記の資料を郵送又は持参により、公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス総務・学生チームまで提出すること。

①給食業務の実施に係る企画提案書 7部

②学校等食堂業務契約実績がわかるもの（200名以上の実績） 1部

③会社の概要（最新版のパンフレット等） 1部

なお、提出期限は令和8年1月30日（金）午後5時（必着）までとする。

(3)プレゼンテーション（2次審査）

場所：公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス大会議室

日時：令和8年2月4日（水）午後1時30分～

(4)選考結果の通知

別途定めた審査基準とプレゼンテーション内容を総合的に勘案したうえで選考し、結果を通知する（2月中旬）。

6 申請（提出）及び問い合わせ先

〒010-0444 秋田県南秋田郡大潟村字南2丁目2

公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス

総務・学生チーム

電話 0185-45-3931

FAX 0185-45-2377